

消費生活レポート

今回の話題 合格したら高額なレッスン契約！
オーディション商法の相談事例

相談事例 芸能活動に憧れがあり、タレントオーディションに応募した。後日、「合格した」との連絡があり、事務所に呼び出された。

そこで「タレントになるには養成所に入り、1年間レッスンを受けなければならない」と言われ、50万円以上のレッスン契約を求められた。

高額だったため「親と相談したい」と伝えて断ろうとしたが、「分割払いもできる」「今すぐ契約しないとチャンスはない」「1か月くらいで仕事を回せる」などと言われ、押し切られる形でその場で契約してしまった。しかし、契約書は渡されなかった。

帰宅後に親へ相談すると、「契約書を渡さないのはおかしい」と指摘され、不安になってすぐに解約を申し出たところ、「解約しても10万円は払ってもらおう」と言われている。まだ1回もレッスンを受けていないが、支払う必要があるのか。

アドバイス

- これまで多く見られた街中でのスカウトだけでなく、近年はウェブサイトや SNS 広告などで見つけたオーディションに自ら応募したことをきっかけに、高額なレッスン契約等を勧誘される「オーディション商法」のトラブルが増えています。
- 高額なレッスン契約をしたものの、レッスンが受けられなかった、仕事を紹介してもらえなかったなどの相談が寄せられています。契約を急がず、活動内容、サポート体制、追加費用の有無、解約条件などをよく確認しましょう。
- クレジット契約や借金をしてでもレッスン契約するよう勧められる場合がありますが、レッスン契約をしても仕事につながるとは限りません。家族や周囲の人に相談し、慎重に判断しましょう。
- 困ったときは消費生活センターにご相談ください。

(参考)独立行政法人国民生活センター 子ども・若者サポート情報第224号、令和4年2月24日報道発表資料

■横須賀市消費生活センター（※ 対象は横須賀市民のみです）

●相談専用電話番号

046-821-1314

●相談受付時間

月曜日～金曜日（年末年始・祝休日を除く）

午前9時～午後4時



よこすかMOVIE
「悪質商法から身を守るには」
ぜひご覧ください